

宿場役人に就て〔四〕

和田篤憲



研

究

三 宿場役人の職務

イ 人馬繼立

1 人馬繼立方法（續き）

(二) 庶民階級

こゝに本稿を續くること四回に及ぶに至つた。先づ第一

第二である。

回に於ては緒言として徳川時代に於ける傳馬制度の大様を
第二回には、宿場役人の本質を、第三回には宿場役人の職務
務中人馬繼立方法の一部を述べたのである。今回は特權者

(1) 飛脚

堵、庶民階級の人馬繼立法はこれを次の三となして述べ
たい。(1)飛脚 (2)用達商人 (3)相撲取が即これである。

こゝに飛脚はこれを官公營、民營の二種に分つて考へて見よう。官公營飛脚は幕府老中名義の繼飛脚及其類似のものを始め大名の經營にかかる大名飛脚等がこれである。然して民營飛脚には町内の飛脚と普通の民營飛脚とがあつて前者は江戸の名物で、守貞漫稿に町内の飛脚屋と稱したと誌されてゐるものゝ外に、同じく江戸の名物、チリン／＼の町飛脚とて町内の通信に従事するものや或は市内に一つの組合を設けて多人數の日雇、通し人夫供給の受請を業とするもので、これは江戸に限らず大阪にもあつて、各組に年行司を置き、大小名、幕府の麾下、京阪江戸に於ける豪商の旅行に従つて雇人夫となり、種々の勞務を提供し、各驛に於て繼立をなすの煩を避け併て胡麻の蠅や雲助の難に豫め備へたものである。然し本稿に於ては専ら宿場役人に就て人馬繼立方法を云爲せるを以て、こゝには後者たる普通の民營飛脚たる三度飛脚・定六等が、宿驛に於て人馬繼立を所望するに際し宿場役人が如何様に取扱つたかを見るのである。

官公營飛脚

脩、官公營飛脚としては繼飛脚及公用飛脚に關する一資料を見、次で公用急飛脚の人馬賃錢に及ぼう。

繼飛脚及公用飛脚

こゝに述べんとする資料は文化十四年八月中、井上美濃守様、榊原主計頭様御觸に依るものであつて、これには公用飛脚の不取締の出來事に關し道中方に對し繼飛脚及公用飛脚の確實性を保持せしめ、併せて其の任の重きことを訓戒したものであるが、参考のために左にこれを錄さう。

近來宿々ニ而諸荷物繼立候節人足共荷物を持逃去候儀度々有之既に當二月中大阪御城代宿繼御證文添候御老中方え御狀箱を東海道川崎宿より品川宿え繼送り候節川崎宿定番人足藤七源右衛門江宿役人より繼立之儀申付候處相對之上同宿百姓忠四郎方に居候勝五郎壹人え相渡同人茂御用狀箱封切解外去候に付召捕吟味之上脇五郎は引廻し之上川崎宿におるて獄門並藤七外壹人者道中筋稼賈留江戸拂其外宿役人共江も御告申付候者宿方申合不行届より事起候儀に付以來宿繼御證文添候者不及申御證文並道中奉行之觸無之分共御老中方御名前之御用狀者先年相觸候通宿人足兩人に而繼送り其外諸御用狀繼送り者勿論御用往復之荷物者持扶強成者差出於途中人足張に代り合等致間敷段宿役

人共より急度甲渡置不取締之儀無之様精々申合入念取計者也

尙、官營飛脚の一たる大名飛脚とは、各藩が幕布の繼飛脚

に倣つて江戸と各地との間に往反せしめたものである。そ

の中尾州、紀州の兩藩は特に七里毎に小屋を設けて脚夫を

配し飛脚の任に當らせたのであつた。然し大名は凡て己が

專屬の飛脚を設けたではなく便宜上民營の飛脚に託したものも多かつたのである。次に述べる事實は御用以外の公

用急飛脚繼立の場合に於ける人馬賃錢表で、文政七年道中

奉行石川主水正に對して差出した御請證文の中より抜萃し

たものである。次に同標準賃錢算出の方法を示す。

公用急飛脚賃錢³⁾

本馬壹疋 二百文

御定賃錢

輕尻壹疋 百四拾八文

堵、御定賃錢が右の率を以て示されてゐるときは、平常

の夜通しの繼立は原則として本馬と輕尻の差丈二つ分増とな

なり左の如き率となる。即

本馬壹疋 三百文

研 研

本賃錢ニ付

輕尻壹疋 二百文

二人前ニ付

人足壹人 二百文

人足壹人 一百文

となる。然してこの夜とは夜五ツ時より曉七ツ時迄の時刻を

いふのである。次に晝の早追繼立は平常の夜通し繼立に於ける場合と本馬及輕尻に付ては同額であるが、人足に於ては少し安い。左の如くである。

晝の早追繼立

本馬壹疋 三百文

輕尻壹疋 二百文

人足壹人 百七拾貳文

但 夜五ツ時迄

夜の早追繼立

本馬壹疋 二疋四百文

輕尻壹疋 同

人足壹人 三人半分 貳百四拾八文

但 夜五ツ時迄

民營飛脚

民營飛脚の中其の最たるものは何といつても三度飛脚であるが、この三度飛脚なるものはもと民營ではなく、元和元年大阪城定番の諸士が其の家隸を以て飛脚となし、私信を江戸と大阪の間に往反せしめたるに起源するものである。

然してこれが三度飛脚と稱せらるゝは毎月三回東海道を往復したので世人が三度飛脚と呼んだのに基し、この名を後の民營飛脚が踏襲したのである。大阪商人の奇才を有せるものが、都手を求めて定番士に取入り、若干の冥加金を納め、公然其役名を借用し、定番士の私信飛脚に際して使用せし法被を着用し双刀を腰にして飛脚の業を營むものがあつた。これ即民營三度飛脚の基で、一には人馬繼立の便宜を得るの手段にして、又道中無賴の徒に對する用心からであつた。このことは實に寛永十六年の夏のことである。然も該事業が成功を告げるや、續々同業の徒が排出して斯業に從事したが、皆相應に榮え、且人馬繼立所に於て斯業を知り乍らも咎むことなく、人馬の供與に便

宜を計つたのである。其の後寛文三年に至り、斯業に從事せるものゝ中には相計つて大阪定番の保護を脱し、道中傳馬所と契約し獨立の飛脚業者としての營業をなすに至つたものが十三名もあつた。左の如くである

大阪

藤屋市兵衛 銚屋長兵衛

江戸屋平兵衛 中島屋門右衛門

江戸

備前屋與兵衛 和泉屋甚兵衛

山田屋八右衛門 大阪屋茂兵衛

大津屋六左衛門 (屋號不明)角左衛門

京 都

大黒屋庄二郎 伏見屋五兵衛

江戸屋吉兵衛

こゝに於て是等の飛脚業者は今迄定番兵士の法被を着し道中にカムフラージしてゐたものが、偽裝を脱し全く町人の服装に改めて營業を續くこととなつたのである。然しこれを知り乍らも咎むことなく、人馬の供與を受けたもので

あつた。この飛脚が東海道を往復するのに通常八日以上を要したものであつたが、(寛文四年七月、江戸の飛脚屋が毎月二日の日を以て東海道を往復することゝし、名づけて三度飛脚と稱したのである) 寛文五年十月、急行便を仕立て、六日を以て同所を往復することゝしたので、時人はこの急便をば定六と呼んだのである。⁵⁾ 尚星野博士が「京大阪江戸の間取引尤も盛んにして、常用の外別に急飛脚を發す、六日にして到る、故に之を正六と呼ぶ云々」⁶⁾ と考證せられたのを根據として定六は正六の俗稱としてゐる人もある。⁶⁾ 尚近世風俗志には正六の起源は天保の初年から始まつたと記されてゐる。

其後此種の民營飛脚の數は時代の要求を以て益々多くなつたから各飛脚屋で仕立てる毎月の便は實に百回以上にも及んだのである。こゝに生れたのが同業者の組合であつた。かくて業務の刷新や派送の正確を期するために、左記二十八驛に取次所を設置し、以て連絡の完備を計つたのである。即、藤澤、小田原、箱根、三島、沼津、吉原、岩淵、沖津、

江尻、府中、藤枝、島田、金谷、掛川、見附、濱松、新居、吉田、岡崎、池鯉鮒、宮、桑名、四日市、關、大山、大津、水口、草津の諸宿がこれである。然るに先に大阪定番の兵士の法被を拜借して道中無賴の徒に備へた三度飛脚の事は昔嘗となる頃には飛脚業者は道中人馬繼立に一方ならず苦心せざるを得なかつた事と、雲助上りなどが類似の業を始めて正業につくものゝ邪魔をしたからである。かくて安永七年十一月十七日に江戸飛脚屋、京屋彌兵衛外八家は道中奉行安藤彈正を経て陳情の上書を幕府に差出し定飛脚の株を制定し公許を願つたのである。其後九年の天明二年十一月六日に至り、道中奉行、桑原伊豆守より、前述の諸飛脚屋に對し、江戸定飛脚問屋の名目を公許し、冥加金として毎年金五十兩を納入すべきことを命じたが、これより、同業は幕府より免許營業として公認せられ、始めて幕府の保護の下に立つことを得、こゝに於て同業者を排し獨占的營業として幾多の便宜を得ることとなつた。然して定飛脚

問屋は見世先看板及内掛看板を掲ぐることを許可せられたのである。幕府の觸書の大様に曰ふに、近來各驛に於て、

三都飛脚問屋、荷物の遞送を遅滞し、大に公用の停滯を致す。依て飛脚問屋京屋彌兵衛、山城屋宗左衛門、木津六左

衛門、山田屋八左衛門、伏見屋五兵衛、島屋佐右衛門、大

阪屋茂兵衛、和泉屋甚兵衛、十七屋孫兵衛の九家（寛文三年の時より三軒の増加である）に命じて其の店頭に於て各

定飛脚問屋の招牌を掲げしめ、其の行李は悉く定飛脚の會

符を挿ましめ、其の宰領には定飛脚の烙印札を與へ、各宿

驛にも亦其の鑑札を豫め備へ置いて路次、之を勘合して以

てお定質錢を以て往復をなすことを許さしめたから、各驛

共に其の旨を體し、公私荷物の如何を論ぜず、其の行李の到着順を以て驛馬及助卿馬を出し片時も遞送を遅らしてはならない。——とかういふのである。

然して寛政元年三月には、島屋、大阪屋、和泉屋の三定飛脚問屋は水戸紀州兩家より公用荷物の遞送御用を一手に命ぜられ、三店は組合を定めて島屋は水戸家を大阪屋は紀

州家を受持ち、和泉屋は兩店の遞送を補助することとした。
これ實に定飛脚問屋の勢力如何を物語るものであらう。

以上定飛脚問屋の沿革に就て累々繋説したが、これこそ民營飛脚中の華たるのみならず、其行つた役割も輕からず、従つて道中諸驛中に於て人馬繼立の上に影響したる處も些少ではなく、驛傳官吏の大に重要視したものであつたから、斯くも煩を厭はず叙述したのである。

却説前出の道中勤方記には定飛脚問屋荷物繼立に關し道中奉行より各宿驛の道中方に如何なる注意をなしてゐるであらうか。

定飛脚問屋荷物總立之事（文化十四年十一月廿日井上美濃守様御觸書）

一定飛脚問屋之儀定飛脚と認候會符を着才領之者江も定脚と認候燒印を爲持宿々江者右札を渡置引合場定之質錢急度相拂往還可致旨申渡候間其旨相心得右燒印札請取繼送旨天明二寅年十一月寛政元酉年七月相觸候處いつとなく定飛脚荷物者商人荷物同様次へ廻し繼立候趣に相聞候定飛脚荷物之内に者諸向より夫々江差立候御用筋之書翰も入及遲滞候而者御差支も有之條外之會符荷物も同様心得右印鑑引合無相違候者定之質錢請取宿場到着

の順次第不留置宿人馬に不限助郷馬に而も早速繼送可申者也と命じてゐる。即、定飛脚が一は幕府公認の營業である處から、また一には御三家の御用を勤めてゐるといふ處から、驛傳官も相當な眼を以て之を待遇すべき旨を諭してゐる處がよく解るであらう。即、上記御觸書中に於ける「定飛脚御荷物之内ニ者諸向々夫々江戸差立候御用筋之書翰も入及遲滯候而者御差支も有之」とか「條外の會符荷物も同様心得右印鑑引合無相違候者定之賃錢請取宿場到着之順次第不留置宿人馬ニ不限助卿馬ニ而も早速繼送可申者也」はそれであつて、宿人馬ニ不限、助卿馬ニ而も早速繼立申すべきものなりに至つては、正に其等の人々の權勢が如何に豪氣なものがあつたかを推察することが出来るであらう。

以上で飛脚に關する人馬繼立法の概要を述べた心算である。次で用達商人のそれより相撲とり等民間交通の人馬繼立法を順次見よう。

(2) 用達商人人⁹⁾

こゝに普通の商人達は自用を以て交通する時には各宿驛

では人馬繼立を行はなかつたので、各自勝手に傭人馬を相對賃錢を以て使用する外に方法がなかつたものであるが文政十二年十二月の御觸によれば、用達商人は諸特權者の權勢の下に特別の保護を與へられたもので其筋の主役より出口宿方に印鑑を渡し置き其印鑑の如何をば引合せて相違なき時には人馬の繼立を宿驛で行ふことゝなつてゐたのである。然して其取扱も入念にすべきものと注意せられてゐる。

(3) 相撲取とり¹⁰⁾

相撲取が家業に依り旅行する場合には從來は各宿に於て相對賃錢を以て人馬を雇つてゐたので、其難澁の様子も一方ではないものであつたが、文政十三年以後は冬春之内往復四度の旅行にはこれを保護し、御定賃錢を以て人馬の繼立をなすことゝし、其整理を相撲取寄に命じたのである。尙人馬繼立數は諸道に依り一定してゐない。即

東海道 人足六人 馬匹二十五疋

中仙道 人足十三人 馬匹十三疋

日光道中 人足六人 馬匹十三疋

甲州道中 人足六人 馬四十五疋

を限度として御定賃錢を以て繼立てしめたのである。

以上甚簡單ながら、主として道中勤方記に依り、特權者

武士階級及び庶民階級の三者につき人馬繼立方法を見たの

である。特權者即大名を始め特命者等（將軍家御三家僧侶

も同じ）に於て特別の待遇を受けてゐるのは自明の事柄と

しても、武士階級と一般庶民階級との差別待遇に就ては我

々は一層注意を以て其程度を知りたく思ふのである。が然

し、こゝに掲げられた資料の僅少よりして満足なる解答を

得ざるを憾むのであるが、然も道中に於ける御定賃錢によ

る人馬繼立は可なりやかましいものであつたから、武士階

級と雖も濫りに特別な待遇を強要することが出来なかつた

のである。一方庶民階級と雖も、定飛脚や用達商人はもと

より、相撲取に至るまで御定賃錢に依る人馬の繼立を許可

せられてゐたからであるから、一應は手ひどい差別待遇を

したやうには見えないが、然し、前號に於て述べた如く、

或方法手順さへ踏めば武士階級は遊山湯治等に行くときれ

も御定賃錢を以て宿驛人馬を繼立しめたのであるから、やはり兩者の間には相等な待遇上の差があつたことを認め得ると思ふのである。

2 日々帳認め方法¹¹⁾

こゝに日々帳なるものがある。これは宿々問屋場が繼立をなしたる人馬を日々認める記帳のことで、これが記入は、宿場役人が人馬繼立に際して行ふ仕事の一つに屬す。これは元來御朱印證文等に奉行所より觸渡す人馬や御定賃錢を以て繼立をなす人馬に限つて認めることとなつてゐたのである。然して日々帳の認め方に寄り、自然、助郷村々に疑惑の念を生ぜしむることも起つたので、文政五年八月に至り諸家通行之場合人馬使用標準を立て、且つ認め方を左の如く定めたのである。

一 長持壹 棒 三十貫目 人足六人
此賃何程

此掛人足何人

同 同 貳人
斷

此掛人足何人

一 兩掛挾箱一荷 九貫目

同壹人八分
同壹人斷

一 合羽籠壹荷 七貫目

同壹人四分
同壹人斷

一 何馬壹荷 四貫目

同壹人

此掛人足壹人

同壹人

一 提燈籠壹荷 三貫目

同壹人
同壹人
断

此掛人足壹人

然してこれに對する注意書に、以上の外乗物とか山駕籠等

はよしんば馴れた人足を出しても此等は荷物同様には行か
ぬから「賃錢御拂立之人數相減候儀致間敷云々」と云ひ、

尙其翌文政六年の二月には次の如く注意を重ねてゐる。即

諸荷物を運搬する人足は其賃錢を支拂ふに際し貫目を規定
として行ひ、人數の多少には依らなかつたので、荷物を持
せきりにしてゐたが、さりとて丈夫な人足だからと規定
數の人足より減員して荷物を持たすとか、人足が勝手に途
中で減員するとかすることは、自然時間も所定よりも遅延
し、或は無理をするので、途中怪我等も起り易いから結局

餘分の費用を旅人に出さしめることとなるので、宿場役
人及人足に對して特に注意を行つてゐるのである。

然るに文政七年八月に至り、道中奉行石川主正は、從來

の規定たる御定賃錢使用の人馬以外に相對賃錢を以て雇に
した人馬までも日々帳に記入する宿々が相當あつたことに
對して、決してかゝる人馬をば日々帳に記入しないやうに
宿觸してゐる。

(1) 横畠雪湖氏著「江戸時代の交通文化」五二頁以下

本庄榮治郎博士著「日本經濟史概說」三六七頁以下參照

(2) 寫本「道中勤方記」三十一

(3) 同上
二十四

(4) 本庄榮治郎博士著、(前掲書) 三六九頁

(5) 野口雅雄氏著「日本運送史」三四一三七頁

(6) 吉田十一氏著「日本旅行史」一七一一七二頁

(7) 野口雅雄氏著(前掲書) 四〇一四七頁

(8) 寫本「道中勤方記」三十

(9) 同上
三十八

(10) 同上
五